平成２３年（フ）第１０７０号
東京都八王子市別所２丁目30番地６―304
債務者　岩佐　　聡
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７３号
東京都小平市花小金井南町１丁目２番10号コースサイドテラス103号
債務者　武蔵　正知
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２２号
静岡市葵区北沼上1757番地
債務者　古林ひろみ
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４０号
静岡県焼津市東小川５丁目６番55号　喜久美ハイツ３号
債務者　伊佐野吉枝
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
岡山県津山市山下98―６、住民票上の住所岡山県岡山市南区妹尾2182番地１青木様方
債務者　仁王智恵子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１０１４号
東京都八王子市裏高尾町391番地３メゾンドプラム201号
債務者　片岡　幸徳
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８９号
北海道帯広市白樺16条西11丁目15番地　コンフォート16　203号室、住民票上の住所札幌市厚別区厚別中央３条４丁目４番１―407号
債務者　阿部　　裕
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
北海道河西郡芽室町西８条７丁目１番地４新西町団地131号
債務者　山本千代子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２３６４号
東京都葛飾区白鳥３丁目31―11　第１みどり荘204
債務者　田中　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６９号
東京都町田市金森1021番地１金森第11アパート２―302
債務者　今井　茂之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７９号
沖縄県沖縄市松本６丁目８番16号　コーポ島101号
債務者　平　　淳一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１８５号
沖縄県沖縄市中央３丁目13番７号　山岸アパート203
債務者　稲福　君子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１８９号
沖縄県うるま市石川曙３丁目11番13号
債務者　新垣絵里花
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４９７号
栃木県大田原市福原253番地
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９８号
栃木県大田原市福原253番地
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係